

「司法書士」に借金整理を依頼するにあたって

借金整理するときの相談先

誰もが借金整理の相談先として考えるのが、弁護士だと思います。

しかし、弁護士の中には借金整理にあまり積極的でない者がいたり、特に地方では弁護士の数が都市部に比べて圧倒的に少ないため、弁護士を探すのも一苦勞です。

そこで、ちょっと考えていただきたいのが「司法書士」の存在です。本来の司法書士の主な業務は、法務局への不動産や会社の登記の申請や裁判所への訴状などの提出でした。こうした能力を活かして、以前から一部の司法書士は、借金整理に熱心に取り組んでいました。ただ、弁護士のように法律事務全般のオールマイティな代理権がなかったため、破産や調停などの書類の作成提出にとどまっていた。つまり、調停の席に代理人としてついたり、金融業者と直接借金整理の交渉をしたりすることまではできなかったのです。

しかし、2003年4月の司法書士法改正により、法務大臣の定める一定の研修を終了し考査に合格した者は、簡易裁判所の管轄する事件(140万円以下の争いごと)について弁護士同様の訴訟代理権を与えられ、次のようなことができるようになりました。

この簡易裁判所の訴訟代理業務のできる司法書士を「認定司法書士」と呼んでいます。

認定司法書士の新たな業務範囲

① 受任通知書の取り扱い

破産や任意整理などを受託した認定司法書士が、その旨の「受任通知書」を金融業者に送ることによって金融業者からは取立等支払請求が一切できなくなります。これは、従来弁護士にのみ認められていた取立禁止効を認定司法書士にも拡張したものです。

更に言えば、認定司法書士が受任した後はすべての支払をストップさせることができるようになります。この取立禁止効によって、金融業者からの執拗な取立と金融業者への日々の支払に悩まされていた依頼者に平穏な生活が戻るようになります。つまり、この受任通知書を金融業者に送付することで執務の大半が終わっているということもいえるわけです。

② 特定調停における交渉

特定調停において、依頼者の代理人として裁判所に出頭し直接交渉ができるようになりました。ただ、金融業者と直接任意整理ができるようになったおかげで認定司法書士が裁判所を利用する特定調停の申立は減少していると思われます。

③ 任意整理

依頼者の代理人として直接金融業者と交渉し、任意整理ができるようになりました。具体的には、金融業者と借金の減額交渉のうえ分割払の合意をしたり、過払金が発生していればその返還交渉のうえ過払金を返還させることができるようになりました。